

最高裁判決への対応を踏まえた支給事務の対応の方向性について(案)

※ 本資料は追加給付を行う場合の支給事務の対応の方向性について、厚生労働省においてまとめた資料

<基本的な考え方>

- 最高裁判決への対応を踏まえ、保護費の追加給付が必要となった場合の支給事務については、生活保護業務に関する情報・データの保存状況を踏まえたものとするとともに、自治体における事務負担が過大にならないよう十分に配慮する。
- また、国においては、全国の給付対象となる世帯に対する周知・広報や相談対応について自治体と連携・協力しながら責任をもって対応するとともに、自治体における支給事務が円滑に行うことができるよう、支給事務マニュアルや Q & A の作成、計算ツールの提供、実施体制の確保、事務を実施するための財政支援など、支給事務の実施のために必要かつ継続的な支援を行う。

<対応の方向性>

1 対象世帯の状況に応じた対応

(1) 保護受給中の世帯への対応

- 「現在保護受給中の世帯」のうち、平成25年8月から現在に至るまで同一の自治体において継続して保護受給中の世帯については、現在保護を行っている自治体において、基本的に当該世帯の世帯情報や最低生活費に関する情報・データの把握が可能であることから、当該自治体において職権により追加給付を行うこととする。
- 「現在保護受給中の世帯」のうち、複数の自治体において保護を受給していた世帯については、現在保護を行っている自治体において、過去に保護を受けていた他の自治体における生活保護に関する情報・データの把握が難しい状況があることから、過去に保護を行っていた自治体に係る保護費の追加給付については、過去に保護を行っていた自治体において追加給付を行うこととする。

(2) 保護廃止世帯への対応

- 「保護廃止世帯」(現在保護受給中の世帯における過去の他の自治体における保護受給歴を含む。以下、同じ。)については、当時の世帯情報や最低生活費に関する情報・データについて保護廃止後5年間は文書を保存することとさ

れているが、保護廃止後5年間を超えて網羅的に文書・システム上のデータを保存している自治体がある一方で、保護廃止後5年間を超えた場合は文書・データがない又は一部しか残っていない自治体の両方が存在する。

また、永久保存情報において世帯主氏名、保護開始・廃止年月日等のデータが保存(一部自治体で当該情報がない自治体も存在)されている状況がある。

- 上記のとおり、保護廃止世帯については、自治体において当時の文書・データが十分ではない場合が想定されることから、国・自治体で広く対象となる世帯に対して周知を行った上で、当時の世帯主から当時保護を行っていた自治体に対して申出を行い、当該自治体で申出を踏まえて追加給付を行うこととする。

(3) 情報・データが保存されていない場合の確認方法

- 具体的な確認方法については、当時の最低生活費の情報・データがある自治体は、当該情報・データにより算定し、当該情報・データがない自治体については、本人からの申出(加算等に係る挙証資料等を添付)や行政側で把握できる客観的な情報により、できる限り当時の保護受給状況を確認した上で対応することとする。その上で、額の算定にあたっては、国からの計算ツールの配布等により、自動的に算出できるように対応する。

- 特に、保護廃止後5年を経過しているために保護決定調書や保護台帳が保存されていない場合については、生活保護受給者間の公平性や保護費の適正執行の観点から、本人の申出及び挙証資料を踏まえて、ケース番号登載簿等により当時の世帯主の保護受給状況を確認するとともに、戸籍謄本や加算等に係る各種挙証資料等の客観的な情報に基づき、最低生活費に関する情報・データがある場合と同様に、できる限り当時の世帯構成・年齢、加算等を確認して算定することが必要である。

その上で、客観的な情報による確認の程度については、自治体における事務負担が過大なものとならないよう、必要最小限度の確認にとどめるなど十分に配慮する。

- 保護廃止世帯の申出等にかかる支給事務にあたっては、
 - ・ 厚生労働省の特設ホームページや周知用ちらしを作成する等して、国が中心となって自治体と連携しながら国民に対する広報・周知に責任を持って取り組む。
 - ・ 具体的な手続きや申出先等の様々な相談・問い合わせが想定されることから、国において、新たに相談センター(仮称)を設置し、相談・問い合わせの対応等を行うことを検討する。その際、申出先が不明な場合の相談センターから自治体への照会等、国と自治体が連携した対応を検討する。
- また、国においては、支給事務マニュアルを整備して支給決定までの判断基準の統一を図るとともに、支給決定の判断にかかる疑義が生じた場合には、自治体

からの情報提供・相談を受け、Q&A の発出を含めて必要な技術的助言等の支援を継続的に行う。

- 特に、保護廃止世帯にかかる事務については、自治体の負担が過大なものにならないよう十分に配慮しつつ、引き続き、必要な対応を検討していく。

また、情報・データが網羅的に保存されていない自治体における事務フロー等については、支給開始前の準備段階において、当該自治体から状況を聴取し、現実的に実施可能な事務内容について検討して支給事務マニュアル等において示すとともに、国から当該自治体へ技術的助言を行うなど、円滑な事務の実施ができるよう必要な支援を行う。

2. 実施体制の確保やスケジュール

- 自治体において保護費の追加給付に関する支給事務を確保するため、個々の自治体の状況に応じて専門的な部署による対応や、非常勤職員の雇い上げ、業務委託など様々な実施体制により行うことを可能とする。

併せて、支給決定等の事務にあたっては、保護の実施機関と福祉事務所、都道府県の郡部事務所と町村との間で柔軟な対応や連携ができるよう、国の支給事務マニュアルにおいて、具体的な事務フローを示す。

また、スケジュールについては、国において支給事務マニュアル、システム改修の仕様、計算ツールや各種様式等をできる限り早期に自治体へ示した上で、自治体のシステム改修や実施体制の確保のための準備期間を十分に考慮した現実的なスケジュールとするとともに、個々の自治体の状況によって一定のばらつきが生じることはやむを得ないものとする。

3. 財政措置

- 保護費の追加給付を行う場合の国の予算措置について、必要な対応を検討する。

- 保護費の負担割合については、現在、生活保護法に基づき、国と地方が3対1の割合で費用を負担するとともに、そのうちの地方負担分については、普通交付税の基準財政需要額に所要額を算入することにより措置されている。

今回の給付は、生活保護制度における保護費として支給することを想定していることから、国が3/4を負担した上で、地方負担分については、普通交付税の基準財政需要額に所要額を算入することを想定している。

また、支給事務に伴い必要となる非常勤職員の雇い上げ費、システム改修、委託費用等の自治体における事務の実施体制の整備に係る財政負担について、必要な予算措置を検討する。